

介護輸送の法的取扱いと介護保険（訪問介護費）の適用関係について

道路運送法による許可	旅客（輸送対象者）の範囲	使用する車両	車両の表示	介護保険の適用
<p>法第4条による一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）の許可を得ている場合 緑ナンバー交付</p>	<p>介護保険法による要介護者又は要支援者 身障福祉法による身体障害者手帳所持者 肢体不自由、内部障害等による単独での移動困難者</p>	<p>リフト等特殊な設備を設けた自動車 回転シート等乗降を容易にするための装置を設けた自動車 セダン型等一般車両を使用する場合は、訪問介護員等の資格を持った者が乗務する自動車</p>	<p>患者等輸送車両</p>	<p>旅客自動車運送事業の許可を得た指定訪問介護事業者が、運営規程に「通院等乗降車介助」のサービスを行うことを明示し、都道府県にその算定の届出を提出している場合であって、次のサービスを行う場合は訪問介護費の「通院等乗降車介助」を算定できる。 要介護1から5に該当する利用者に対し、居宅サービス計画に「通院等乗降車介助」サービスが必要な理由、利用者の心身の状況から乗降時の介助を必要と判断した趣旨等が明確に記載され、計画に沿って訪問介護サービスと連続的・一体的に輸送サービスが提供される場合</p>
<p>法第4条による一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送事業）許可を得るとともに、当該事業所に所属するヘルパーが法第80条による自家用自動車の有償運送の許可を得ている場合 許可に際し、当該輸送は介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づく訪問介護サービスと連続的・一体的に行う輸送サービスであることなどの許可条件が付され、許可条件に違反した場合は取り消し</p>	<p>居宅サービス計画に基づき、訪問介護サービスと連続的・一体的に輸送サービス（通院等乗降車介助）の提供を受ける要介護者（要介護1から5に該当する者）</p>	<p>ヘルパーが自己所有する自家用自動車 ヘルパーが使用する車両が事業所の車両又は他人の車両である場合は、車検上の使用者とヘルパーの間で使用契約が交わされている自動車</p>	<p>有償運送車両又は80条許可車両</p>	<p>法第80条による自家用自動車の有償運送の許可を得たヘルパーが所属する指定訪問介護事業所において、運営規程に「通院等乗降車介助」のサービスを行うことを明示し、都道府県にその算定の届出を提出している場合であって、次のサービスを行う場合は訪問介護費の「通院等乗降車介助」を算定できる。 要介護1から5に該当する利用者に対し、居宅サービス計画に「通院等乗降車介助」サービスが必要な理由、利用者の心身の状況から乗降時の介助を必要と判断した趣旨等が明確に記載され、計画に沿って訪問介護サービスと連続的・一体的に輸送サービスが提供される場合</p>
<p>NPO等非営利法人が行うボランティア輸送としての福祉有償運送について、法第80条による自家用自動車の有償運送の許可を得ている場合</p>	<p>会員として登録された次に掲げる者及びその付添人 介護保険法による要介護者又は要支援者 身障福祉法による身体障害者手帳所持者 肢体不自由、内部障害等による単独での移動困難者</p>	<p>リフト等特殊な設備を設けた自動車 回転シート等乗降を容易にするための装置を設けた自動車 なお、構造改革特別区域法による構造改革特別区域計画の認定を受けた場合は、セダン型等の一般車両を使用できる</p>	<p>有償運送車両又は80条許可車両</p>	<p>法第80条による自家用自動車の有償運送の許可を得た指定訪問介護事業者が、運営規程に「通院等乗降車介助」のサービスを行うことを明示し、都道府県にその算定の届出を提出している場合であって、次のサービスを行う場合は訪問介護費の「通院等乗降車介助」を算定できる。 会員として登録された要介護1から5に該当する利用者に対し、居宅サービス計画に「通院等乗降車介助」サービスが必要な理由、利用者の心身の状況から乗降時の介助を必要と判断した趣旨等が明確に記載され、計画に沿って訪問介護サービスと連続的・一体的に輸送サービスが提供される場合</p>

指定訪問介護事業者又は居宅介護事業者（以下「訪問介護事業者等」という。）が介護保険サービスと連続的・一体的に行う輸送サービスの法的取扱いについて

訪問介護事業者等が輸送サービスを行うために必要とされる要件

- 1 道路運送法第4条の規定による一般乗用旅客自動車運送事業又は第43条の規定による特定旅客自動車運送事業の許可を得ていること
- 2 1の旅客自動車運送事業の許可を得ている訪問介護事業者等の訪問介護員等が、介護保険サービスと連続的・一体的に自己の車両で有償輸送する場合は、道路運送法第80条の規定による自家用自動車の有償運送の許可を得ていること

[第80条に規定する有償運送の許可手続き]

旅客自動車運送事業の許可を受けた訪問介護事業者等

↓
自家用自動車有償運送許可申請

地方運輸局長又は地方運輸支局長

許可基準（以下の基準のいずれにも適合すること）

介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は市町村が行う支援費の支給決定に基づき、資格を有する訪問介護員等が提供する訪問介護サービスと連続的・一体的に行う輸送であること

訪問介護員等は、申請日前2年間に於いて無事故・運転免許停止処分を受けていない等十分な能力及び経験を有していること

訪問介護事業者等の指定を受けた旅客自動車運送事業者の責任において、有償運送の運行管理、運転者の指導・監督、苦情処理、事故時の対応等の措置が行われること

訪問介護員等が使用する車両について、対人8千万円以上及び対物2百万円以上の任意保険に加入しているか、加入する計画があること

使用車両の車体に「有償運送車両」又は「80条許可車両」の表示がされていること

原則として、営業所のみにおいて運送の引き受けを行うこと

運送の引受けにあたっては、要介護者等にあらかじめ自家用自動車による有償運送であることを告知すること

訪問介護員等が道路運送法第7条に規定する欠格条項（1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるなど）のいずれにも該当しないこと

- 3 上記1及び2の道路運送法による許可を得ていない訪問介護事業者等が、介護保険サービスと連続的・一体的に輸送サービスを行うことは道路運送法に抵触する違法行為であるとともに、提供された介護保険サービスは介護報酬の対象とならない。

訪問介護と輸送が連続・一体として行われるサービスを居宅サービス計画を作成する際の留意点

計画に位置付けるサービスが保険給付の算定対象になるかどうかなど基本的留意事項を確認する他、以下の点を確認の上、居宅サービス計画を作成すること

計画に位置付ける訪問介護事業所が、別添「通院等乗降車介助サービスを算定ができる訪問介護事業所一覧」（以下「事業所一覧」という。）に掲載されている事業所であることを確認すること

最新情報は、NAGOYAかいごネットの情報メニューにある「介護タクシー」メニューの「名古屋市内で通院等のための乗車・降車の介助の算定ができる事業所一覧」を参照の上、確認すること

上記事業所一覧に掲載されている事業所に所属する訪問介護員が、道路運送法第80条に規定する有償運送の許可を受けている場合は、当該訪問介護員により訪問介護と輸送の一体的サービス（通院等乗降車介助サービス）が提供されることをサービス提供責任者に確認すること [許可を受けていない訪問介護員によるサービス提供は道路運送法違反になるとともに、介護報酬の算定もできない]

関係通知

介護輸送に係る法的取扱いについて

患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可等の取扱いについて